立命館アジア太平洋大学と九州工業大学及び飯塚市との連携協力に関する協定書

立命館アジア太平洋大学(以下「甲」という。)、国立大学法人九州工業大学(以下「乙」という。)及び飯塚市(以下「丙」という。)は、次のとおり連携に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携して、大学及び地域におけるグローバル理系人 材育成、地域経済の活性化等に取り組み、多様な人材から学ぶ場所として選ばれる大学及び地 域を目指すことを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。
- (1) 大学及び地域における人材育成に関すること
- (2) 大学および地域の国際化に関すること
- (3) 地域の産業振興、経済活性化に関すること
- (4) 産学官連携、社会連携、研究交流に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するため必要な事項に関すること

(連携事項の実施)

第3条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる事項を円滑に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙が協議の上、書面により決定する。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、第1条に規定する目的以外に使用してはならない。また、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその関係法規等の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、期間満了日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれかが協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

総務委員会資料令和6年9月17日提出

(その他)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について、必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者記名のうえ、各自一通を保有するものとする。

令和6年1月30日

甲

大分県別府市十文字原 1-1 立命館アジア太平洋大学 学長 (米山 裕)

乙 福岡県北九州市戸畑区仙水町1番1号 国立大学法人九州工業大学 一 (三谷 康範)

丙 福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市

市長(武井 政一)

、井政一